

身体拘束適正化のための指針  
(H30 基準対応版)



介護付有料老人ホーム

Life View

ライフビュー

作成者：友近 弘雅

- 1.身体拘束適正化に関する当施設の基本的考え方
- 2.身体拘束適正化に向けた体制
- 3.身体的拘束適正化のための職員研修
- 4.身体拘束適正化のための日常的ケアの方針
- 5.やむを得ず身体拘束を行う場合の対応
- 6.入居者等に対する当該指針の閲覧

## 1. 身体拘束適正化に関する当施設の基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、「介護保険指定基準において身体拘束 禁止の対象となる具的行為」として示されているものに限らず、行動を制限する目的で実施するすべての行為を「拘束」と位置づけ、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

## 2. 身体拘束適正化に向けた体制

身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置します。

### ① 設置目的

- ・ 施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束適正化に関する職員全体への周知
- ・ 身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営

### ② 委員の構成と役割

- ・ 身体拘束廃止委員会の委員は、事務管理・健康管理・介護サービスの各部門から選出し、委員の互選により、委員長を選出します。
- ・ 委員の期間は1年間とします。

### ③ 特定施設入居者生活介護の人員・設備及び運営の基準

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない事とする。

- 1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
  - ・ 施設長は、①の事項の最終的な意思決定を行う役割を担います。

#### ④ 委員会の開催

- ・ 委員会は定期的に開催します。(最低3か月に1回以上) □ 必要時は随時開催します。
- ・ 生命の保護等の観点から緊急に身体拘束を実施する必要が生じた場合は、委員会の開催を待たず、各委員の意見を聴取した上で、施設長が可否を判断し、実施後速やかに委員会で再検討します。

### 3. 身体的拘束適正化のための職員研修

当施設のすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの実施を目的とした職員教育を行います。

#### ① 職員研修の企画及び運営

- ・ 職員研修の企画及び運営は、身体拘束廃止委員会を中心として行います。

#### ② 職員研修の目的及び実施回数

- ・ 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ・ 新任者に対する人権を尊重したケアの実施を目的とした研修
- ・ その他必要な教育・研修の実施

### 4. 身体拘束適正化のための日常的ケアの方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・ 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・ 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・ 利用者の思いを組み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ・ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。万一やむを得ず安全確保を優先する必要がある場合は、身体拘束廃止委員会において、慎重に検討します。
- ・ その必要性を検討しないまま、安易に「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をして頂ける様に努めます。

### 5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束解除すべく努力します。本人又は利用者の生命身体を保護する為、措置として緊急やむを得ず拘束行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

## ① カンファレンスの実施

やむを得ず身体拘束の実施を検討せざるを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として各関係部署の関係者が集まり、拘束による利用者の心身損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替③一時性の三要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い、早期の廃止に向けて努めます。

## ② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・ 身体拘束の内容・目的・理由、拘束時間又は時間帯・期間・場所
- ・ 改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお必要とする場合については事前に契約者・家族等に対して行っている内容と継続の必要性、利用者の状態等を確認・説明し、同意を得た上で実施します。
- ・ 記録と再検討 ※参考緊急やむを得ない場合の例外三原則

① 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事

② 非代替性:身体拘束及びその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事

③ 一時性:身体拘束及びその他の行動制限が一時的なものであることを身体拘束に関する記録は基準上義務付けられており、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法について随時検討します。身体拘束に関する記録は2年間保存することが定められています。

## ④ 拘束の解除

記録に基づく再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その際には、契約者、家族に報告します。尚、一旦その時状況から試行的に身体拘束を中止し必要性確認する場合がありますが、数日以内に同様の対応で再度身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族(契約者等)に連絡し経過報告を行うとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命及び身体の保護の観点から同様の対応を実施させていただきます。

## 6. 入居者等に対する当該指針の閲覧

当指針については、入居時に説明させて頂くと共に、利用者本人・ご家族の要望に応じ、いつでも閲覧する事が出来ます。また、身体拘束に関する記録については、対象利用者ご本人又はそのご家族からの請求があれば開示します。